



福島医発第1751号(地)

平成15年12月26日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬 次 郎



SARSの非流行時における報告等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省より別添のとおり通知がなされた旨、日本医師会感染症危機管理対策室ならびに福岡県保健福祉部より連絡がありました。

本件は、SARSの届出等の基準には伝播確認地域への渡航が要件とされており、伝播確認地域が存在しない現在において、万一SARSの患者が国内に発生した場合には、届出等が迅速に行われない場合も考えられることから、SARSに罹患している疑いのある者を早期に把握するため、院内感染による患者の発生が多かったことに着目し、下記のとおり非流行時における報告基準等が取りまとめられたものであります。

つきしては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

報告基準

医療機関(※1)で、SARSの臨床的症例定義(※2)を満たす医師・看護師等(※3)が、1人以上発生した場合

※1 当該医療機関では、医師等の発症の前10日以内において、「海外渡航から帰国後10日以内に、SARSの臨床的症例定義(※2に同じ)を満たす原因不明の肺炎患者」の診療が行われていること。

※2 SARSの臨床的症例定義

以下の条件をすべて満たす者であること

・発熱(38℃以上)

・一つ以上の下気道症状(咳嗽・呼吸困難・息切れ)を有する

・肺炎またはRDSの肺浸潤影と矛盾しない放射線学的所見、あるいは、明らかな他の原因がなく、肺炎またはRDSの病理所見と矛盾しない病理解剖所見がある

・以下に掲げた条件のいずれにも該当し、かつ、SARSの他にこの病態を十分に説明できる診断がつかない

1) インフルエンザの検査結果は陰性である

2) 適切な抗生物質の投与にもかかわらず解熱しない

※3 医師・看護師等とは、当該患者またはその検体と濃厚に接触した医師、看護師等、又はそれと同等の暴露を受けた者を意味する

15健結第298号

平成15年12月17日

福岡県医師会長
福岡県病院協会会長
福岡県私設病院協会会長
福岡県精神科病院協会会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部長

(健康対策課結核感染症係)



SARSの非流行時における報告等について

重症急性呼吸器症候群（SARS）については「医師から都道府県等への届出基準」（平成15年11月5日健感発第1105006号）により、感染症法に基づく届出を求めるとともに、「重症呼吸器症候群についての患者、疑似症患者の患者基準等」（平成15年7月14日健感発第0714001号）に基づき、疑い例について情報提供を求めているところです。

今般、厚生労働省より別紙のとおり非流行時における報告基準等が取りまとめられましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員への周知をお願いします。

問い合わせ

福岡県保健福祉部健康対策課

結核感染症係 大賀

TEL092-643-3268

FAX092-643-3271

(地 218)
平成15年12月16日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
雪 下 國 雄

SARSの非流行時における報告等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における重症急性性呼吸器症候群（SARS）の医師から都道府県等への届出基準については、平成15年11月14日付（地 192）をもって送りいたしました。また、SARSの診断・治療ガイドラインについては、平成15（2003）年9月1日の日医雑誌第130巻・第5号をもって全会員に配布いたしました。

SARSの届出等の基準には、伝播確認地域への渡航が要件とされているため、伝播確認地域が存在しない現在において、万一SARSの患者が国内に発生した場合には、届出等が迅速に行われない場合も考えられます。このような状況を踏まえて、SARSに罹患している疑いのある者を早期に把握するため、SARSについては院内感染による患者の発生が多かったことに着目し、下記のとおり非流行時における報告基準等が取りまとめられ、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛に通知がなされました。

つきましては、本通知を送りいたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、医療機関に周知いただきますようご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

報告基準

医療機関（ 1 ）で、SARSの臨床的症例定義（ 2 ）を満たす医師・看護師等（ 3 ）が、1人以上発生した場合

1 当該医療機関では、医師等の発症の前10日以内において、「海外渡航から帰国後10日以内に、SARSの臨床的症例定義（ 2 に同じ）を満たす原因不明の肺炎患者」の診療が行われていること

2 SARSの臨床的症例定義
以下の条件をすべて満たす者であること

- ・発熱（38 以上）
- ・一つ以上の下気道症状（咳嗽、呼吸困難、息切れ）を有する
- ・肺炎またはRDSの肺浸潤影と矛盾しない放射線学的所見、あるいは、明らかな他の原因がなく、肺炎またはRDSの病理所見と矛盾しない病理解剖所見がある
- ・以下に掲げた条件のいずれにも該当し、かつ、SARSの他にこの病態を十分に説明できる診断がつかない

- 1) インフルエンザの検査結果は陰性である
- 2) 適切な抗生物質の投与にもかかわらず解熱しない

3 医師・看護師等とは、当該患者またはその検体と濃厚に接触した医師、看護師等、又はそれと同等の暴露を受けた者を意味する

健感発第 1215001 号
平成 15 年 12 月 15 日

(社) 日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

S A R S の非流行時における報告等について

今般、S A R S の非流行時においても、S A R S に罹患している疑いのある者を早期に発見し、ウイルス検査や接触者の調査等必要な対応を迅速かつ的確に実施するため、別添（写）のとおり、各都道府県・政令市・特別区衛生部主管部（局）長あて通知したところです。

つきましては、貴職におかれましても、貴下会員各位及び関係各方面に周知していただき、関係者の格別の御協力が得られるようよろしくお取り計らい願います。

健感発第 1215001 号
平成 15 年 12 月 15 日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

SARS の非流行時における報告等について

重症急性呼吸器症候群（SARS）については、「医師から都道府県等への届出基準」（平成 15 年 11 月 5 日健感発第 1105006 号）により、感染症法に基づく届出を求めるとともに、「重症呼吸器症候群についての患者、疑似症患者の患者基準等」（平成 15 年 7 月 14 日健感発第 0714001 号）に基づき、疑い例について情報提供を求めているところである。

これらの届出等の基準には、伝播確認地域への渡航が要件とされているため、伝播確認地域が存在しない現在において、万一 SARS の患者が国内に発生した場合には、上記の届出等が迅速に行われない場合も考えられる。

このような状況に鑑み、SARS に罹患している疑いのある者を早期に把握し、ウイルス検査や接触者調査等必要な対応を迅速かつ的確に実施するため、SARS については、院内感染による患者の発生が多かったことに着目し、別紙のとおり非流行時における報告基準等を取りまとめたので、御了知いただくとともに、貴管内の医師会、医療機関等の関係機関への周知方お願いする。

SARS の非流行時における報告等について

1. 報告基準

医療機関（ 1 ）で、SARS の臨床的症例定義（ 2 ）を満たす医師・看護師等（ 3 ）が、1人以上発生した場合

- 1 当該医療機関では、医師等の発症の前10日以内において、「海外渡航から帰国後10日以内に、SARS の臨床的症例定義（ 2 に同じ）を満たす原因不明の肺炎患者」の診療が行われていること

2 SARS の臨床的症例定義

以下の条件をすべて満たす者であること

- ・発熱（38 以上）
- ・一つ以上の下気道症状（咳嗽、呼吸困難、息切れ）を有する
- ・肺炎または RDS の肺浸潤影と矛盾しない放射線学的所見、あるいは、明らかな他の原因がなく、肺炎または RDS の病理所見と矛盾しない病理解剖所見がある
- ・以下に掲げた条件のいずれにも該当し、かつ、SARS の他にこの病態を十分に説明できる診断がつかない
 - 1）インフルエンザの検査結果は陰性である
 - 2）適切な抗生物質の投与にもかかわらず解熱しない

- 3 医師・看護師等とは、当該患者またはその検体と濃厚に接触した医師、看護師等、又はそれと同等の暴露を受けた者を意味する

2. 対応

（1）医療機関からの報告

- ・医療機関が報告基準を満たした事例（以下「報告事例」という。）を探知した場合には、速やかに最寄りの保健所に所定の報告用紙（別添1）をもって報告する。
- ・保健所は、都道府県・保健所設置市・特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁を通じて、厚生労働省結核感染症課に報告する。

（2）医療機関における報告事例についての対応

- ・医療機関においては、報告事例の対象者について、別添2に掲げる予防策、個室対応を実施する。

（3）検査・調査

- ・地方衛生研究所は、報告事例から採取された検体について、必要な検査を行う。
- ・都道府県等は、報告事例について接触者調査等必要な積極的疫学調査を行う。

別添 1 報告用紙 (1 / 2 ページ)

送付年月日： 年 月 日 時 分

送付先 保健所行き

S A R S の非流行時における報告について

医療機関名

医療機関の住所

担当者氏名

電話番号

1 . 医療従事者

イニシャル	
年齢・性別	() 歳 男・女
職種	医師・看護師・その他の職種 ()
発症時期	年 月 日
症状等	発熱 () 呼吸器症状 (咳・息切れ・呼吸困難) 胸部 X 線所見 使用抗生剤 (: 日間) (: 日間) (: 日間) インフルエンザ検査 (陽性・陰性)
経 過	
備 考	

別添 1 報告用紙 (2 / 2 ページ)

2. 医療従事者の感染源となった初発患者

イニシャル	
年齢・性別	()歳 男・女
渡航歴	渡航先 () その期間 年 月 日から 年 月 日
発症時期	年 月 日
症状等	発熱() 呼吸器症状(咳・息切れ・呼吸困難) 胸部X線所見 使用抗生剤 (: 日間) (: 日間) (: 日間) インフルエンザ検査(陽性・陰性)
経 過	
備 考	

別添 2

予防策

- ・手洗い：体液・体物質あるいは患者が直接接触したと思われるものに接触後、
手袋を外した後、患者から患者へ接触するとき（通常は石鹸と流水）
 - ・手 袋：体液に接触、粘膜接触、傷のある皮膚に接触する場合は手袋着用。
使用後は手袋を外し、直ちに手洗いの励行
 - ・マスク：着用（サージカルマスク以上）
 - ・ガウン：衣類が汚染しそうなとき、着用
汚染したガウンはすぐに脱ぎ、手洗い励行。
-